地方交付税法第17条の4の規定に基づき、地方団体から申出のあった交付税の算定方法に関する意見の処理方針

都道府県分

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針

普通交付税	

[都道府県分 市町村分

[総括 · 需要 · 収入]

[総括的事項]

番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針
1	(省)	東京都	大都市特有の財政需 要の反映	基準財政需要額の算定に当たっては、大都市に特有の財政需要を適時適切に反映されたい。 【継続】	一部採用する。 大都市特有の財政需要については、これまでも、社会保障関係経費や防災対策の強化に係る経費などについては、「人口」を測定単位として算定されている他、道路交通量の多さを指標とした道路に関する需要額の割増しなどを行い、大都市圏における財政需要についても適切に反映している。さらに、令和2年度算定においても、近年大幅に増加している社会保障関係経費などについて、実態を踏まえ、密度補正等を講じて適切に算定している。また、普通態容補正は、各市町村の都市化の度合を示す評点は、1000点満点で示しているものであるが、当該評点に対応した各費目の個別係数の設定においては、決算の状況などを踏まえた上で、引き続き適切に設定してまいりたい。なお、土地単価の高さについては、平成15年度における留保財源率の引上げに際して、その見合い分として留保財源の多い財政力の高い都市部にかかる需要額を削減したところであり、その他の土木費における土地価格比率による割増部分等を廃止したものである。
2	_	青秋県 県県県 島山 徳高知 県県県 県県		交付税算定における国勢調査人口 の置き換えにより、人口減少が進む 地方の財政運営に支障が生じないよ う、現行の段階補正と人口急減補正 を拡充すること。 【新規】	
3	(省)	福島県	通交付税算定の特例措	令和2年の国勢調査及び農林業センサス並びに平成30年の漁業センサスの調査結果については、財政運営上支障が生じないよう、平成27年の国勢調査結果等に係る特例と同様の措置を令和3年度以降も継続すること。 【新規】	

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針

[普通交付税]

[都道府県分 市町村分

[総括・需要・ 収入

[**総括的事項**]

番	号 改正事功	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針
4	(省)	山梨県 長崎県 宮崎県		交付税算定における国勢調査人口 の置き換えにより、人口減少が進む 地方の財政運営に支障が生じないよ う、人口急減補正を継続すること。 【新規】	採用する。
5	(省)	愛知県		地域手当の算定に係る普通態容補 正の共通係数について、市町村分の 算定と同程度まで引き上げられた い。 【新規】	
6	(省)	神奈川県		段階補正係数については、総合的なバランスを考慮し、都道府県分の 過度な割落率を見直されたい。 【継続】	

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針

[普通交付税

[都道府県分 市町村分

[総括 · 需要 · 収入

[道路橋りょう費]

番] 改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針
7	(省)	北海道	道路橋りょう費(道 路延長)における割落 率による不均衡の是正	道路事業(投資)においては、本 道よりも地方負担額が低い団体が複 数あるにもかかわらず、本道が特例 的に割落とされる算定となっている ため、北海道の割落率を廃止し、不 均衡を是正すること。 【継続】	以下の理由により採用しない。
8	(省)			道路整備の遅れた団体おいて、未整備区間の整備が促進されるよう、 投資補正における「未整備延長区間 比率」に係るウェイトを引き上げら れたい。 【継続】	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。
9	(省)	新潟県	高速道路に並行する 一般国道の自動車専用 道路(A'路線)の割増 し	高速道路に並行する一般国道の自動車専用道路(A'路線)の整備について、新直轄方式による整備と同様の投資補正係数の割増しをすること。	以下の理由により採用しないか、引き続き検討する。
10) (省)		道路橋りょう費(道 路延長)の投資補正係 数の算定における割落 としの廃止	道路橋りょう費の算定において、 投資補正係数の割落とし(0.87)を 廃止していただきたい。 【継続】	以下の理由により採用しない。 沖縄県に適用される割落率は、国庫補助負担金の割合が高率であることから、地方負担割合が沖縄県以外の地域に比べて低いことを反映させるものである。 平成28年度以降、毎年度、道路事業における決算の動向を踏まえ、直近の国庫補助負担率等に基づく係数の設定を行っている。

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針

[普通交付税

[都道府県分 • 市町村分

[総括 · 需要 · 収入

[河川費]

番	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針
1	(省)	新潟県	直轄放水路事業に対 する交付税措置の拡充	直轄放水路事業についても、直轄 ダム事業と同様の交付税措置とする こと 【新規】	以下の理由により採用しない。 平成22年度の事業費補正の見直しにおいて、直轄ダムについては偏在性が認められることから事業費補正の対象としている一方、直轄放水路事業を含む河川改修については、全国偏在が認められないことを踏まえて事業費補正の対象としていないため。
12	(省)	大阪府		河川維持管理経費について、的確に交付税に算入するため、「人口集中地区面積(DIDs area)」を反映した密度補正係数を新設されたい。	以下の理由により採用しない。
13	(省)	大分県	河川費における密度 補正の再設定	土砂災害防止法に基づく基礎調査 に係る財政需要については、土砂災 害が発生するおそれがある箇所数に 応じて地域偏在性があり、単位費用 による一律の措置では十分に捕捉で きないため、時限措置として廃止さ れた基礎調査の箇所数に応じた密度 補正の再採用をお願いしたい。 【新規】	以下の理由により採用しない。 土砂災害防止法に基づく基礎調査に係る経費ついては、平成27年度から5年間で基礎調査未了の箇所を 解消するため、時限的に密度補正により措置を講じたものである。 基礎調査に要する費用については、適切に単位費用による措置を講じる。

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針

[普通交付税

[都道府県分 市町村分

[総括 · 需要 · 収入

高等学校費]

番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針
14	(省)	岩手県		措置を講ずること。	
15	(省)	福島県		東日本大震災に伴い「福島県」に対 し適用された、高等学校費(生徒数)に おける特例措置を、令和3年度以降も 継続すること。 【継続】	採用する。 被災3県の原発被災団体及び津波被災団体並びに福島県のうち、生徒数の減少率が全国平均を下回る団体については、令和3年度も特例措置を継続することとしている。
16	(法) (省)	鳥取県	高等学校費における需要の適切な反映	人口減少対策を図る地方創生の一環として、学校規模や学科に応じた学校運営経費を適切に需要額に反映させるよう補正係数又は単位費用を見直すこと。 【継続】	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 現在、生徒数の減少を受けて、小規模高等学校の再編等が行われている一方で、地方創生の観点などから、小規模高等学校が維持されている地域もある。 こうした状況も踏まえ、小規模高等学校において生じる経費の実態把握に努め、措置の必要性について引き続き検討を行う。

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針

[普通交付税

[都道府県分 市町村分

[総括 · 需要 · 収入]

[特別支援学校費]

Ī	番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針
	17	(省)	山口県		特別支援学校への送迎等における スクールバス運行にかかる補正係数 を新設されたい。 【継続】	

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針

[普通交付税

[都道府県分 市町村分

[総括 · 需要 · 収入]

[その他の教育費]

番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針
18	(省)	兵庫県	専門職大学に対する 新たな補正係数の設定	専門職大学設置基準においては高度かつ実践的な職業教育を行う特点を踏まえた水準の設定を図る観来の一次では、学生数の基準が設けられての大学と異なる基準が設けられての大学と異なが生ます。 大学と異ながまでは、 大学と異ながまがませいが生じる状態が生じが、 に比べ多額の財産では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	採用する。 専門職大学に対する種別補正係数については、専門職大学設置基準等を踏まえ、学生1人あたりの額を 1,589千円に設定する。
19	(省)			教育事務所数と人口密度の間に相 関関係が見受けられず、また、教育 事務所数自体が合理化により減少し ている現状を踏まえ、算定の簡素化 の観点からも、密度補正を廃止する こと。 【継続】	以下の理由により採用しない。 教育事務所に要する経費と人口密度の間には一定の相関関係があるため、引き続き密度補正を適用す る。
20	(省)		高校生等奨学のため の給付金における密度 補正の新設	高校生等の奨学のための給付金に 係る地方負担について、給付対象者 数に応じた密度補正を新設するこ と。 【継続】	以下の理由により採用しない。 高校生等の奨学のための給付金については、国の予算措置の状況を踏まえ、所要の経費を単位費用に算 入している。 当該給付金については、概ね測定単位である人口と比例した財政需要であることから、算定の簡素化の 観点も踏まえ、密度補正措置を講じていないものである。

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針

[普通交付税

[都道府県分 市町村分

[総括 · 需要 · 収入

衛生費

番	号改	7正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針
2	1	(省)	次拠宗 千 世 目	る繰出金等に係る単位	県立病院会計に対する繰出金等に 係る算定額が繰出基準額と乖離して いることから、単位費用及び補正係 数を見直すこと。 【継続】	一部採用する。 公立病院の設置運営に要する経費のうち一般会計で負担すべき経費については、適切に地方財政計画に計上しており、その一部について地方交付税措置を講ずることとしている。令和3年度においても、令和2年度に引き続き地方財政計画の歳出に病院事業に対する繰出金について所要額を計上し、普通交付税による措置を継続することとしている。
2	2	(省)	岩秋山福茨栃群宮県県県県県県県県県県県県県県県県	医師偏在の大きい団 体に配慮した算定	医師偏在の大きい団体に配慮した 算定をされたい。 【継続】	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 医師の偏在対策については、2040年の医療提供体制を見据え、地域医療構想、医師の働き方改革とともに三位一体で推進することとされており、令和2年度には、都道府県における医師確保対策の実施体制の強化・充実の観点から、衛生費の職員数(職員B)を2名増員したところである。 今後は、厚生労働省の検討会等における医師偏在対策の検討結果等も踏まえ、検討を行っていく。
2	3	(省)	群馬県	新型コロナウイルス 感染症対応における公 立病院の役割を踏まえ た病院事業会計への繰 出金に係る経費の算定 額の拡充		

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針

[普通交付税

[都道府県分 • 市町村分

[総括 · 需要 · 収入

衛生費]

]

番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針
24	(省)	大阪府	都道府県立病院会計 への繰出金等(高度医 療に要する経費)に係 る密度補正係数の見直 し	都道府県立病院会計への繰出金等のうち、高度医療に要する経費が適切に基準財政需要額に算入されるよう、密度補正係数を見直されたい。	以下の理由により採用しない。 高度医療に要する経費に係る繰出金については、密度補正単価において所要額を適切に算入している。 また、新たな密度補正措置については、算定の簡素化の観点から慎重に対応する必要がある。
25	(省)	兵庫県 宮崎県		交付税措置の対象となる建築単価(36万円/m2)が実勢単価と乖離しているため、より実態に即した建築単価への見直しを図られたい。	
26	(省)	沖縄県		市町村診療所と同様に都道府県立 診療所に対しても財政措置を講じて いただきたい。 【継続】	以下の理由により採用しない。 公立病院の設置運営に要する経費のうち一般会計で負担すべき経費については、適切に地方財政計画に計上しており、特に全国的に標準的な経費について地方交付税措置を講じている。都道府県立診療所数は全国的にも設置団体が限定されているため、現状では単位費用において措置していないほか、新たに密度補正措置を講ずることについては、算定の簡素化の観点から慎重に対応する必要がある。

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針

[普通交付税

[都道府県分 市町村分

[総括 · 需要 · 収入

[高齢者保健福祉費]

番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針
27	(省)	石川県	高齢者保健福祉費 (75歳以上人口分)に おける密度補正の見直 し	団体ごとの後期高齢者医療に係る 所要額が適切に捕捉されるよう密度 補正を見直しされたい。 【継続】	以下の理由により採用しない。 地域間における医療費単価差の要因は一様ではなく、標準的な財政需要を測定する基準財政需要額の算 定に当たっては、各団体における給付実績額を採用することは適当ではない。
28	(省)	山口県		軽費老人ホーム運営に要する経費 について、施設実態を適切に算定に 反映されたい。 【新規】	以下の理由により採用しない。 軽費老人ホーム事業費の実績状況に関しては、施設実態を適切にあらわす統計数値が存在しないことから、算定に反映することは困難。

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針

[普通交付税

[都道府県分 市町村分

[総括 · 需要 · 収入

農業行政費]

番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針
29	(省)	青森県	農業行政費に係る給 与関係経費の適切な算 入	地方公共団体の農業分野ごとの配 置職員数の実態が基準財政需要額に 反映されるよう、単位費用の拡充及 び段階補正の適正化を図られたい。 【継続】	以下の理由により採用しない。
30	(省)	岩手県	中山間地域等直接支	中山間地域等直接支払交付金制度 について、中山間地域の耕地面積の 多寡が適正に反映される密度補正措 置により、措置不足の解消を図られ たい。 【継続】	採用する。
31	(省)	鹿児島県	玄	単位費用措置されている畜産関係 経費について, 畜産農家数には全国 的なばらつきがあり, 測定単位であ る農家数よりも畜産農家数の方が相 関性が高いことから, 当該指標によ る密度補正の新設を引き続きご検討 いただきたい。 【継続】	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針

[普通交付税

[都道府県分 • 市町村分

[総括 · 需要 · 収入

水産行政費]

番	号改	対正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針
3	2	(省)	長崎県	数値急減補正の新設	「水産業者数」の減少による影響 を最小限に留めるため、「数値急減 補正」を新設すること。 【新規】	採用する。 漁業センサスにおいて、水産業者数が全国で▲18.4%となるなど、水産業者数の減少率が一層拡大して いることを踏まえ、令和3年度算定において新たに数値急減補正を導入する。

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針

[普通交付税

[都道府県分 市町村分

[総括 · 需要 · 収入

地域振興費]

番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針
33	(省)		離島や過疎地域等条 件不利地域への適切な 配慮	離島等条件不利地域の状況に鑑み、離島やへき地にかかる財政需要に対して、適切に補正係数に反映すること 【継続】	一部採用する。 離島を有する都道府県における行政経費の増加需要については、現行のへき地補正において、離島において割高となる経費を踏まえ、補正係数を設定しているところであるが、引き続き適正な係数の設定に努めていく。 なお、令和2年国勢調査人口への切替えに伴い、へき地補正の対象となる離島や離島以外のへき地における人口も減少することから、人口減少による補正率を導入し、激変緩和措置を講じることとしている。
34	(省)	鹿児島県	へき地補正の見直し	へき地補正について,人口減少に 伴う増加需要額の減の緩和をお願い したい。 【継続】	採用する。 令和2年国勢調査人口への切替えに伴い、へき地補正の対象となる離島や離島以外のへき地における人口も減少することから、人口減少による補正率を導入し、激変緩和措置を講じることとする。
35	(省)	沖縄県	地域振興費における 基地補正	基地補正については、米軍施設・ 区域が極端に集中することによって 生じる機会損失分を適切に反映させ る仕組みの導入を検討するととも に、導入の目処が立つまでの間、従 来単価を復活して適用していただき たい。 【継続】	
36	(省)	山形県	人口減少団体へ配慮	地域振興費、地域の元気創造事業 費、人口減少等特別対策事業費、地 域社会再生事業費の人口減少団体に 配慮した算定 【新規】	一部採用する。 ① 人口急減補正については、令和2年国勢調査人口の結果を踏まえ、令和3年度算定においても引き続き適用する。 ② 人口減少団体に必要となる財政需要については、引き続き算定に的確に反映するように努める。 ③ 人口減少等特別対策事業費の段階補正係数については、「取組の成果」に応じた算定へのシフトを踏まえ、見直しを図る。

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針

[普通交付税]

[都道府県分 市町村分

[総括 · 需要 · 収入

地域振興費]

番	号改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針
3	7 (省)	兵庫県	外国青年招致事業に 要する経費の適切な算 入	外国青年招致事業に要する経費の 基準財政需要額の算定におまる 定単位である人口と外国人青年招致 人員が必ずしも比例しない。 交付税措置額と決算額との間 。 一部が発生している。 一部が発生している。 一部で が発生している の、市町村分と同様に地域 を で の、市町村分と同様に地域 を で の に が の に の に と の に と の に の に の に の に の に の に	御退府宗ガの外国月平指玖争未に安りる経貨の基準別政需安観の昇正については、平成10平度まで、早 仕悪男に種質したよれ、密度様式によりは国事を切取しる数に広じた世界と伝えてもれば、第中の第末化
3	8 (省)	青森県	投資的経費に係る財 政需要	地方公共団体ごとの投資的経費の 必要度が適切に基準財政需要額に反 映されるよう、地域間格差の縮小に 配慮されたい。 【継続】	一部採用する。 公的固定資本形成に係る補正については、公共事業の執行に支障をきたすことのないよう、投資的経費の状況等を踏まえて算定している。 なお、令和3年度算定においては、税収減少局面においても維持補修等が計画的に実施されるよう、公的固定資本減耗を用いるなど算定方法を見直したところ。
3	9 (省)	和歌山県	投資的経費における 適切な財政措置	各地方公共団体の投資的経費が、 適切に基準財政需要額に反映される よう、現行の公的固定資本形成に係 る補正の堅持等、引き続き財政措置 を講じられたい。 【継続】	

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針

[普通交付税

[都道府県分 市町村分

[総括 · 需要 · 収入

地域振興費]

番号	·改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針
40	(省)	鳥取県 島根県	投資的経費における 財政措置について	社会資本整備が遅れている団体の 投資的需要が的確に基準財政需要額 に反映されるよう、公的固定資本形 成に係る補正係数及び単位費用を充 実すること。 【継続】	一部採用する。
41	(省)	香川県	機構((旧)本州四国	独立行政法人日本高速道路保有・ 債務返済機構出資金に係る地方債元 利償還金の60%を事業費補正により 基準財政需要額に算入すること。 【継続】	以下の理由により採用しない。 地方債の元利償還に対する地方交付税措置のあり方については、事業費補正は可能な限り縮減する方向 である。

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針

[普通交付税

[都道府県分 市町村分

[総括 · 需要 · 収入

臨時費目

番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針
42	(省)	青森県	経常態容補正係数 II における条件不利地域 等への割増係数の継続	条件不利地域や財政力の弱い団体は、成果の実現に対して、より時間と経費を要すると考えられることから、経常態容補正係数Ⅱにおける割増係数の継続を堅持・強化されたい。	
43	(省)	富山県	松木址の影音により工	新型コロナウイルス感染症の影響により統計数値に異常値が発生した場合に、算定結果に影響が生じないよう基礎数値の取り扱いについて考慮されたい。	一部採用する。
44	(省)	奈良県	経常態容補正係数等 の算出方法の見直し	算定指標に「障害者就業率」を加えると共に、「若年者就業率」、「女性就業率」、「高齢者就業率」及び「障害者就業率」の指標の割増しの上限を見直すこと。	以下の理田により採用しないが、引き続き快討する。
45	(省)	徳島県	躍」に係る取組の成果	女性活躍に係る取組の成果を適切に反映するため、すでに補正係数として設定している「女性就業率」に加えて、「審議会等委員の女性比率」「管理職の女性比率」「管理的職業従事者に占める女性の割合」などについて、算定指標に追加すること。	以下の理由により採用しない。 「地域の元気創造事業費」においては、地域経済を活性化し、地方における雇用の場を創出する中で、特に女性の雇用機会を確保することが重要な課題となっていることから「女性の就業率」により算定することが適切であると考えている。

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針

[普通交付税

[都道府県分 市町村分

[総括 · 需要 · 収入]

臨時費目]

1	番号 i	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針
	46	(省)		地域の元気創造事業 費の適正な算定及び今 後の取扱い	今後の更なる拡大については、地 方交付税制度の趣旨も踏まえ、慎重 に検討されたい。 算定の考え方についても、人件費 を含む経常的経費削減率に大都市の 事情が考慮されていない。 【継続】	以下の理由により採用しない。 地域の元気創造事業費については、前年度同額の総額とした。 本費目は行革により捻出した財源が地域経済活性化に要する経費に活用されていると考えられ、その需要を算定するものである。 人件費を含む経常的経費の削減について、地方団体の裁量が働きにくい経費を分別することができないため、算定に反映するのは困難である。
	47	(省)	石川県	「頑張る地方」を支 援するための制度設計	インセンティブ算定の制度設計に際しては、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保した上で、国による政策誘導とならないよう、地域の実情に応じた行革等の実績を的確に反映できる指標を用いられたい。 【継続】	以下の理由により採用しない。 本費目は行革により捻出した財源が地域経済活性化に要する経費に活用されていると考えられ、その需要を算定するものであることから、各団体の削減実績により算定するものであり、国の政策目的達成の手段としての指標として用いているものではない。
	48	(省)	熊本県	地域の元気創造事業 費の適切な算定	災害救助費など、自治体の責めに よらず自然災害の発生に伴って増加 する臨時的経費が、経常態様補正係 数の算定上、不利に働いていること から、これらの影響を排除し、自治 体の行革努力が適切に反映されるよ う、算定方法の見直しを求める。 【継続】	以下の理由により採用しない。 経常的経費削減率については、地方財政状況調査上の「臨時的なもの」には自然災害の発生に伴って増加したもの以外も含まれ得るため、自然災害の発生に伴って増加した経費のみを除くことは困難であると考える。

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針

[普通交付税

[都道府県分 市町村分

[総括 · 需要 · 収入

臨時費目

		-	咖啡具口	1	
番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針
49	(省)	東京都	人口減少等特別対策 事業費の適正な算定及 び今後の取扱い	今後の更なる拡大については、地 方交付税制度の趣旨も踏まえ、慎重 に検討されたい。 算定の考え方についても、各自治 体の人口減少等対策への取組状況 や、地域の実情に配慮した当該年度 の財政需要が公平に反映されていない。 【継続】	
50	(省)	福井県	人口減少等特別対策 事業費の補正係数	経常態容補正係数のうち有効求人 倍率を用いた指標について、倍率の 高い団体の需要額の算定が不利にな らないよう、補正係数の算定方法を 見直されたい。 【継続】	以下の理由により採用しない。
51	(省)		「取組の必要度」に 応じた算定から「取組 の成果」に応じた算定 へのシフト	令和2年度に新たに創設された地域社会再生事業費が実質的に人口減少等特別対策事業費における「取組の必要度」に応じた第二との関立に鑑み、人口を表現がであることに鑑み、人の再生事費を一体的に捉えた「「成果」をとない。という算定額を配分していただきたい。	以下の理由により採用しない。 「地域社会再生事業費」は、地方法人課税の偏在是正措置による財源を活用して、地方創生を推進する ための基盤ともなる「地域の持続可能性」を確保するため、地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策に ついて、地方団体が自主的・主体的に取り組むための経費を算定するものである。 一方、「人口減少等特別対策事業費」は、地方団体が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針

[普通交付税

[都道府県分 市町村分

[総括 · 需要 · 収入]

臨時費目

番-	号 改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針
52	2 (省)	島根県	人口減少等特別対策	人口減少等特別対策事業費の経常態容補正Ⅱ(取組の成果分)の合計特殊出生率について、ストックとフローの合計値への上限設定を改め、それぞれに上限3.0を設定するよう見直しを行うこと。 【継続】	いての理由により採用しない
5	3 (省)	大分県		新規学卒者の県内進学者割合について、自団体内短期大学進学者も追加していただきたい。 【新規】	採用する。 短期大学が地域の身近な高等教育機関であり、それぞれの地域における高等教育機会の確保の面で、重要な役割を果たしてきている点を考慮し、算定指標を見直す。
5.	(法) (省)	北青秋新山長鳥島山徳高海県県県県県県県県県県県県県県県県県県県	地域社会再生事業費の継続	地域経済の回復や人口減少対策、 地域社会の持続性確保などの様々な 課題に的確に対応していく必要があ ることから、地域社会再生事業費を 継続すること。 【新規】	採用する。 偏在是正による財源を活用した地域社会再生事業費については、当分の間、基準財政需要額に算入する こととしている。

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針

[普通交付税]

[都道府県分 市町村分

[総括 · 需要 · 収入

臨時費目]

番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針
55	(省)	北海道		人口集積の度合に応じた指標に用いる人口を、現行の『非人口集中地区人口』ではなく、『低密度居住地域』の人口を基本とし、より地域社会の維持・再生に取り組む必要性が高い団体に重点的な配分となるよう、算定を見直すこと。 【新規】	以下の理由により採用しない。
56	(省)	北海道	技術職員増員数に係る 密度補正の算定方法の 見直し	(ル争りる技) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	以下の理由により採用しない。
57	(省)	東京都	地域社会再生事業費 の今後の取扱い	全ての自治体が一定の行政サービスの提供に必要な財源を保障するという地方交付税制度の趣旨も踏まえ、地域社会再生事業費の今後の更なる拡大については慎重に検討されたい。 【新規】	以下の理由により採用しない。

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針

[普通交付税

[都道府県分 • 市町村分

[総括 · 需要 · 収入

[臨時費目]

番	号。改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針
5	8 (省)	石川県	地域社会再生事業費	地域社会再生事業費の算定方法では、人口密度の低い団体の経費を割増ししているが、本県のような半島や離島を有する地域においては、人口の変化だけではなく、半島等の地理的な要素も加味して算定されたい。 【新規】	以下の理由により採用しない。

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針

[普通交付税

[都道府県分・市町村分]

[総括 · 需要 · 収入

公債費

Ī	番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針
	59	(省)	栃木県 山梨県 愛知原府 岡山県	理論償還における市		以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 満期一括償還地方債の取扱いについて、実質公債費比率においては、償還期間を通して計画的かつ平準 的な積立を行う必要があるため据置期間を前提としない一方、地方財政計画の計上額及び基準財政需要額 の算定においては、地方団体の据置期間の設定状況を踏まえて、当該期間が設定されているところ。 据置期間のあり方に関しては、地方団体の据置期間の設定状況等を引き続き精査していく。

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針

[普通交付税

[都道府県分 市町村分

[総括 · 需要 · 収入

包括算定経費

¥	番号 i	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針
	60	(法) (省)	群馬県	包括算定経費の適切 な算定及び総額の確保	包括算定経費について、H27年度 以降、対前年度の減額が大きくなっ ているため、地方負担の実態をふま え、適切に算定するとともに、総額 を確保されたい。 【継続】	採用する。 令和3年度においては、会計年度任用職員制度の施行に伴う期末手当の支給(平年度化分)等に要する 経費の増を踏まえ、単位費用は増加したところである。
	61	(法) (省)	细色川色	包括算定経費の適正 な算定及び予見可能性 の確保	包括算定経費の積算根拠について、詳細を明らかにするとともに、補正係数の設定にあたっては、人口の多い団体への過度な割落しを行わず、適正に算定されたい。 【継続】	一部採用する。 基準財政需要額において社会保障関係費など義務付け度の高い経費が増加する中で、国の基準付けがない、あるいは弱い行政分野を算定している包括算定経費については、トップランナー方式の導入による庶務業務に係る経費の減や建設事業費に係る地方債元利償還金の減、経費の節減・合理化等を踏まえて単位費用を積算している。 また、段階補正係数について、人ロー人当たり経費は、一般的に人口が多い団体ほど割安に、人口が少ない団体ほど割高になることから、このような事情を適切に算定に反映することが必要と考えており、今後とも、引き続き、税収の動向や財政需要の状況等を踏まえながら適切な係数の設定に努めてまいりたい。 なお、地方団体の予見可能性の確保にあたっては、翌年度の地方財政対策の内容や地方交付税の改正内容等について、可能な限り速やかに地方団体への説明を行っていく。
	62	(省)	므미드	包括算定経費の算定 に用いる耕地面積の見 直し	包括算定経費の算定に用いる耕地 面積に「非法人の農業経営体」の耕 地面積を反映していただきたい。 【継続】	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 耕地面積の変更にあたっては、農業経営体による耕作の状況や財政需要との関係等について慎重な分析 が必要であるため、引き続き検討していく。

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針

[普通交付税

[都道府県分 • 市町村分

[総括 · 需要 · 収入

包括算定経費

耆	号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針
(63	(省)	滋賀県	る種別補正係数の見直	悲に兄首つに性別補止係数に兄担さ	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 種別補正係数の見直しについては、湖沼に係る全国的な財政需要の状況、客観的な指標との関連性、算

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針

[普通交付税

[都道府県分・市町村分]

[総括 · 需要 · 収入]

[臨時財政対策**債**]

į	番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針
	64	(省)			臨時財政対策債の配分に当たっては、引き続き財政力の弱い地方公共団体に配慮されたい。 【継続】	
	65	(省)		臨時財政対策債発行 可能額の算定方法の見 直し	財源不足の対応については、本来 法定率の引き上げ等で対応すべきで あるが、やむを得ず臨時財政対策債 を発行する場合にあっても、その発 行可能額の算定にあたっては、標準 財政規模の小さい団体に配慮された い。 【継続】	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。
	66	(省)		臨時財政対策債発行 可能額の算定方法の見 直し	臨時財政対策債発行可能額の算出 方法における「財政力が高いほど逓 増する補正係数」について差を小さ くし、財政力の高低が臨時財政対策 債発行可能額に与える影響が少なく なるよう見直すこと。 【継続】	

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針

[普通交付税

[都道府県分・市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

臨時財政対策債

番-	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針
6	(省)	神奈川県	臨時財政対策債への 振替制度の抜本的見直 し	令和3年度の地方財政対策においては、臨時財政対策債に代わる抜本的な地方税財政制度の改正を実施されたい。 仮に、令和3年度も臨時財政対債を発行する場合には財政力指数による過度な補正を見直すこと。 また、過去に発行しいては、臨時財政対策債ではなく、別枠で財源措置を講じること。 【継続】	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 臨時財政対策債の配分に当たっては、財政力の強い団体は一般的に地方債による資金調達力も強いこと を勘案して、財政力指数に応じて臨時財政対策債をより多く配分する補正を講じている。 なお、財政力の高い団体への配分を抑制するため、平成26年以降、75%を配分割合の上限として設定し ている。
68	3 (省)	島根県		臨時財政対策債の配分にあたり、 財政力の弱い団体に対する補正を強 めること。 【継続】	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 臨時財政対策債の配分に当たっては、財政力の強い団体は一般的に地方債による資金調達力も強いこと を勘案して、財政力指数に応じて臨時財政対策債をより多く配分する補正を講じている。
69	(法)(省)	静岡県	地方財源不足の解消 に係る抜本的な見直し	・地方財源不足の解消は、地方交付 税の法定率等の引上げを含めた抜本 的な見直しによって対応し、臨時財 政対策債を廃止すべき ・やむを得ず臨時財政対策債を配分 する場合でも、財源不足額に対する 配分を廃止し、財源不足額に対する 比例配分となるよう、補正係数の見 直しをお願いしたい 【継続】	